

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告 P11 5-4 金抜設計書	2月24日の訂正公告において、見積対象となっている番号32 床版ブラケットの製作工および番号34 35の床版ブラケットの架設について、数量が訂正され、改善見積書の提出期限についても3月29日に変更となっております。入札公告 P12 5-4(2)の記載では、「参考見積書の問い合わせが無かった入札者および問い合わせがあったものでも訂正の必要がない入札者が自ら参考見積書に訂正が必要と判断した場合のみ訂正参考見積書を提出するものとする。」とございますが、見積対象の数量の変更部分については訂正参考見積書を必ず提出する必要があるのでしょうか。もしくは入札者が割掛費などの変更にとまなう影響がほとんどないと考えた場合、訂正参考見積書の提出については公告記載のとおり、訂正参考見積書の提出は任意と考えてよろしいのでしょうか。ご教示願います。	2月24日の訂正公告にともない、数量等が訂正されており、これらを反映した訂正参考見積書を提出ください。
2	入札公告 P11 5-4 3月8日質問回答 番号1	2月24日の訂正公告において改善見積書の提出期限が3月29日に変更となっております。入札公告 P12 5-4(2)の記載では、「参考見積書の問い合わせが無かった入札者および問い合わせがあったものでも訂正の必要がない入札者が自ら参考見積書に訂正が必要と判断した場合のみ訂正参考見積書を提出するものとする。」とございますが、3月8日質問回答では「3月19日以降は改定された公共工事労務単価を使用することとなっております。」とのご回答がありました。入札者が発注者様からの問い合わせを受けておらず、改定単価を使用することによる影響を現時点において受けないと考えた場合、訂正参考見積書の提出については公告記載のとおり、任意と考えてよろしいのでしょうか。ご教示願います。	弊社HPに掲載のとおり、3月19日以降の訂正参考見積書においては、令和4年3月改定の公共労務単価を適用することから該当する場合は反映した訂正参考見積書を提出ください。

3	見積書様式（注意事項）	<p>見積書様式の注意事項の7の2について、取引先からの見積書を添付資料としている場合ですが、実施施工時において取引先が変更となることは問題とないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>取引先の変更は可能です。</p> <p>ただし、入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求めるとともに実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行う場合があります。</p>
4	入札公告 P11 5-1(2)	<p>NEXCO 東日本様が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格の設定を行う方式との記述がございますが、調査基準価格については、こちらで算出された契約制限価格に NEXCO 東日本様の調査基準価格の算定方法に基づいて算出した価格が調査基準価格となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>契約制限価格の算定に関する質問についてはお答えできません。</p>